

保険料をかけておいて年金をもらう拠出制国民年金は、十月一日から加入者の登録がはじまり、来年四月から保険料を納めていたところになつています。この年金制度は、いままで恩給もなく、年金もなかつた人々、いわゆる農民の方、商店員の方、零細企業の従業者、自営業者あるいは家庭の主婦といった方々などの社会保障制度でしかしどのように制度も

最初から完全なものは仲々ありません。国民年金に対する色々の意見もこれを少しでも良くしようとする気持の現れにちがいありません。しかし中には不合理なものもあり、また、もつともなものであっても、いまのわが国の経済力や国民の保険料負担能力からみて、その実現が殆んど不可能なものも多々あります。だれでも、それが良い目的のために使われるもので

あつても、お金を出すといふことに若干抵抗を感じるのは止むを得ないことかも知れません。昔から「旧税は良税である、新税は悪税である」ということばかりあります。しかし抛出制の国民年金は、近代福祉国家の骨格をなす社会保障の推進のために、ぜひとも実施されなければならないのです。

制度の崩壊にそなえて、一日も早くこの制度を発足させ、改善すべきは改善して着実に一步一步ゆたかな制度にそだへゆくことこそ、眞に社会保障の発展をねがうものの態度ではないでしょうか。

加入しなければなりません。しかししながら国民年金制度がつくられた目的のひとつは、現在いづれの年金制度によつても保障されていない国民に、年金による保護を及ぼしてゆこうというところにあつたのでありますから、さしあたり次にあげる既存の被用者年金制度によつて保障されている人々は、この制度に加入しています

関する条例

6 市町村職員共済組合法
7 私立学校教職員共済組合法
8 公共企業体職員等共済組合法
9 農林漁業団体職員共済組合法
10 戦傷病者戦没者遺族援護法
11 未帰還者留守家族等援護法
こそつて年金明るい日本

二五年間に最低十年の納付
済期間があれば良いのです
人 ◎任意加入被保険者
前に述べた被用者年
金制度で保障されてい
る人の配偶者や、屋間
の学生や、扶助料等を
受けている人です。
なお経過的なものと
して明年四月一日現在
で五〇才をこえ、五五才を
こえない人も希望で加入で
きます。

國民年金とは……

国民年金特集号
発行
東白川村公民館
印 刷 所
今井印刷所



||加入は二通りある||

- | | |
|--------------------------------|--------------------|
| ◎ 強制適用被保險者 | 被用者年金制度 |
| 日本国内に住所を有する二〇才以上五〇才 | 1 厚生年金保険法 |
| (恒常的には六〇才) | 2 船員保険法 |
| 未満の日本国民は、すべてこの制度に加入しなければなりません。 | 3 恩給法 |
| しかしながら国民年金制度がつくられた目的 | 4 国家公務員保険法 |
| ひとつは、現在いづれの | 5 地方公務員の退職年金に関する条例 |
| 年金制度によつても保障されていない国民に、年金に | 6 市町村職員共済組合法 |
| いうところにあつたので | 7 私立学校教職員共済組合法 |
| から、さしあたり次にあ | 8 公共企業体職員等共済組合法 |
| る既存の被用者年金制度 | 9 農林漁業団体職員共済組合法 |
| よつて保障されている人 | 10 戰傷病者戦没者遺族援護法 |
| らは、この制度に加入で | 11 未帰還者留守家族等援護法 |

この制度の特色として被保険者期間の中には三つの期間が含まれます。第一に保険料をかけた保険料納付期間、第二に保険料を納めることができなくて免除期をしてもらつた保険料免除期間、第三に保険料を全然納めなかつた期間の三つの期間が含まれています。この三つ期間を基にして将来年間

●任意加入被保険者
前に述べた被用者年
金制度で保障されてい
る人の配偶者や、雇用
の学生や、扶助料等を
受けている人です。
なお経過的なものと
して明年四月一日現在
で五〇才をこえ、五五才を
こえない人も希望で加入で
きます。

